

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県建築基準法施行細則及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

建築指導課

### 【告示】

- 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分
- 土地改良事業の施行認可
- 保安林の指定予定
- 保安林の解除予定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

財産活用課

耕地課

治山課

道路整備課

### 【公告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

〇

土地改良区役員の退任及び就任届

建設業の営業の停止命令

〇

耕地課

監理課

## 目次

担当課（室）

- 公共測量の実施
  - 一般競争入札の実施
- 【選挙管理委員会】

警察本部会計課

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正  
（県例規集登載）

### 【正誤】

- 保安林の指定予定の正誤
- 〇
- 〇 土砂災害警戒区域の指定の正誤

治山課

防災砂防課

◎岡山県規則第五十四号

岡山県建築基準法施行細則及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県建築基準法施行細則及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(岡山県建築基準法施行細則の一部改正)

第一条 岡山県建築基準法施行細則(昭和四十八年岡山県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「権利者の一覧」を「道路の位置の指定(指定変更・指定廃止)区域内の権利者の一覧」に改める。

第十二条第一項中「又は第四号」を「若しくは第四号」に改め、「第六十条の二第二項第三号」の下に「、法第六十条の三第一項ただし書」を加える。

第十八条第二項中「建築協定認可通知書」を「建築協定認可(変更認可)通知書」に改める。

様式第七号(その一)中「(許可の取消・許可の停止)再申請」を「(許可の取消・許可の停止)再申請」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第二条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年岡山県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三十一の項中(75)を(76)とし、(31)から(74)までを一ずつ繰り下げ、(30)の次に次のように加える。

(31) 法第六十条の三第一項ただし書の規定による

特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請の受理及び当該許可通知

書の交付

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の岡山県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成26年9月12日 岡山県公報 第11618号

◎岡山県告示第四百七十三号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

平成二十六年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
県庁舎外来駐輪場		
二〇インチ 青	一台	K四一二〇九二〇九
二六インチ 茶	一台	岡山南C八二四四九
二〇インチ 青	一台	岡山東D三七八九七
県庁職員駐輪場		
二〇インチ 黒	一台	岡山西H二六一二五
二六インチ 銀	一台	岡山中央H〇八二七二
二六インチ 赤	一台	岡山西C〇五二四〇二
二六インチ 水色	一台	岡山南B三〇六七三
二七インチ 銀	一台	倉敷D三九〇九八
二六インチ 銀	一台	岡山南B五七七六六
二七インチ 黒	一台	津山B二〇三一〇
二七インチ 銀	一台	水島B二八八八六
二七インチ 水色	一台	岡山西E六六八九〇
二六インチ 黒	一台	倉敷D九二五〇〇
二六インチ 黒	一台	岡山西D六三一六八
二六インチ 黒	一台	岡山中央H一二七七二
二六インチ 黒	一台	岡山東H〇〇七九八
二〇インチ 白	一台	I C九六〇〇二五E
二七インチ 銀	一台	岡山東E一二五三三

# 平成26年9月12日 岡山県公報 第11618号

二〇インチ 黒	一台	NO一六八九六五
二六インチ 白	一台	岡山東E一九三二六

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成二十六年七月十七日

三 放置されている場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号（県庁舎外来駐輪場及び県庁職員駐輪場）又は岡山市北区丸の内二丁目九三番地一七号（県庁職員駐輪場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一に掲げる放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話番号 ○八六一二二六―七二三四

# 平成26年9月12日 岡山県公報 第11618号

## ◎岡山県告示第四百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十六年九月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

### 二 地区名及び工種

地区名	工種
六間丘2番川水路	かんがい排水
旧会社うら水路	〃
六間丘1番川水路	〃
六間丘1番農道	農道舗装
沖1番2農道	〃
六間農道	〃

### 三 認可年月日

平成二十六年九月二日

◎岡山県告示第四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十六年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

和気郡和気町日笠上字寺掛三一、字寺山一五八九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年九月十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

赤磐市桜が丘東六丁目六の七五八、六の七五九、八三二の二

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

# 平成26年9月12日 岡山県公報 第11618号

◎岡山県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷美袋線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市玉島長尾字釣辺一〇一七番一地从 から	倉敷市玉島長尾字釣辺一〇一七番一地从 まで	新	二四・〇	四一・〇
倉敷市玉島長尾字釣辺一〇一七番一地从 から	倉敷市玉島長尾字釣辺一〇一八番一地从 まで	旧	二七・〇	四一・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 勝山栗原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

# 平成26年9月12日 岡山県公報 第11618号

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 江与味上河内線  
 三 道路の区域

	区 域		新 旧 別	幅 員	延 長
久米郡美咲町江与味字上道河内上エ五一 四三番三地先から 一地先まで	久米郡美咲町江与味字悦向五一二九番二 地先を経て 久米郡美咲町江与味字才ノ神四〇七八番 一地先まで	久米郡美咲町江与味字上道河内上エ五一 四三番三地先から	新	四・四〇 二二・三〇	三九二・〇
久米郡美咲町江与味字上道河内上エ五一 四三番三地先から			旧	四・四〇	四二〇・〇

			新 旧 別	幅 員	延 長
真庭市佐引字三角畑八六七番一地先から 真庭市佐引字大棚九三六番地先まで	真庭市佐引字三角畑八六七番一地先から 真庭市佐引字遅越九一五番一地先を経て 真庭市佐引字大棚九三六番地先まで	真庭市佐引字三角畑八六七番一地先から 真庭市佐引字大棚九三六番地先まで	新	一一・二〇 四九・八〇	八四五・〇
真庭市佐引字三角畑八六七番一地先から 真庭市佐引字大棚九三六番地先まで			旧	四・四〇 二六・〇〇	八一三・〇

平成26年9月12日 岡山県公報 第11618号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上釈誕生寺停車場線
- 三 道路の区域

久米郡美咲町江与味字オノ神四〇七八番 一地先まで		一四・〇	
-----------------------------	--	------	--

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡久米南町北庄字広じと三三三〇番 一地先から 久米郡久米南町北庄字水越上三三二四番 一地先まで	新	五・六〇 三二・八	五七五・〇
久米郡久米南町北庄字広じと三三三〇番 一地先から 久米郡久米南町北庄字水越上三三二四番 一地先まで	旧	二・二〇 一九・〇	五七五・〇

# 平成26年9月12日 岡山県公報 第11618号

◎岡山県告示第四百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	勝山栗原線	真庭市佐引字三角畑八六七番一地先から 真庭市佐引字遅越九一五番一地先を経て 真庭市佐引字大棚九三六番地先まで	平成二十六年九月十二日
	江与味上河内線	久米郡美咲町江与味字上道河内上エ五一四三番三地先から 久米郡美咲町江与味字悦向五一二九番二地先を経て 久米郡美咲町江与味字才ノ神四〇七八番一地先まで	
	上糲誕生寺停車場線	久米郡久米南町北庄字広じと三二三〇番一地先から 久米郡久米南町北庄字水越上三二二四番一地先まで	

〔四一八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人吉備スポーツ王国

三 代表者の氏名

村木 理英

四 主たる事務所の所在地

総社市門田五〇七

五 定款変更の内容

1 第五条中「収益」を「利益」に改める。

2 理事長以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない旨の規定を加える。

3 第二十三条中「収支予算」を「活動予算」に、「収支決算」を「活動決算」に、「収入」を「収益」に改める。

4 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすこととする。

5 4の場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならないこととする。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) (1)の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

6 定款変更をする際に所轄庁の認証を得なければならない事項を次のように改める。

(1) 目的  
(2) 名称

- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

〔四一九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オレンジナンバー

三 代表者の氏名

村木 理英

四 主たる事務所の所在地

総社市門田五〇七

五 定款変更の内容

1 理事長以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない旨の規定を加える。

2 第二十三条中「収支予算」を「活動予算」に、「収支決算」を「活動決算」に、「収入」を「収益」に改める。

3 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすこととする。

4 3の場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならないこととする。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) (1)の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

5 定款変更をする際に所轄庁の認証を得なければならない事項を次のように改める。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

平成26年9月12日 岡山県公報 第11618号

〔四二〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十六年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

香々美川土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員 氏名	就任役員 氏名	住所	理事 の別
長石 幸男		苦田郡鏡野町円宗寺一二二九	理事
池田 始	岸 泰廣	〃 〃 布原七四八	〃
	川口 肇司	〃 〃 吉原六一三	〃
	木尾 守男	津山市上田邑二九三三	〃

〔四二一〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十六年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成二十六年九月十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

商号 株式会社吉田組

所在地 倉敷市藤戸町藤戸六七

代表者の氏名 吉田 憲生

許可番号 岡山県知事許可（特―二四）第二八一九号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に係る営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

（注一）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注二）「民間工事」とは、右記（注一）以外の建設工事をいう。

（注三）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成二十六年九月十日から同月十二日までの三日間

四 処分の原因となった事実

平成二十五年十一月十九日、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所発注の「吉井川九幡築堤工事」の現場でブルドーザーが後進し、後方にいた作業員がひかれて死亡した事故において、同社の監理技術者は、当該ブルドーザーの運転をしていたが、運転位置から離れる際に、原動機を止める等その逸走を防止する措置を講じなかった。また、同社の現場代理人は、当該監理技術者が運転位置を離れるときに、原動機を止める等その逸走を防止する措置を講じさせなかった。

同社は、右記の違反行為の防止に必要な注意を尽くさなかった。

このことにより、岡山簡易裁判所から同社及び同社の現場代理人が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）違反でそれぞれ罰金二十万円、同社の監理技術者が同法違反及び業務上過失致死の罪で罰金八十万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。

〔四二二〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十六年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成二十六年九月十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

商号 土井建設株式会社

所在地 総社市総社一―一五〇

代表者の氏名 高見 佳久

許可番号 岡山県知事許可（特―二二）第一―二二―号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に係る営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

（注一）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注二）「民間工事」とは、右記（注一）以外の建設工事をいう。

（注三）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成二十六年九月十二日から同年十一月十日までの六十日間

四 処分の原因となった事実

土井建設株式会社の営業課長が、平成二十四年九月に総社市が発注した「滝の端草田本線改良（橋梁）工事」及び同年十月に同市が発注した「中原支線三一二七号道路改良工事」の競争入札に関して公正を害すべき行為を行ったとして、岡山地方裁判所から刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第一項の公契約関係競売入札妨害の罪で罰金二百万円の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。

# 平成26年9月12日 岡山県公報 第11618号

〔四二三〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	倉敷市中庄、下庄、 二子、三田、生坂 地区
測量の種類	公共測量（公共基準点測量業 務（二級一点、三級九点））
測量期間	平成二十六年九月十六日から 平成二十七年三月十三日まで

〔四二四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

岡山県警察緊急配備等捜査支援システム機器 一式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び岡山県警察緊急配備等捜査支援システム機器借入仕様書による。

(3) 借入期間

平成27年3月15日から平成33年3月14日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を6年間借り受けるものとして算定したリース料総額の72分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格者

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成26年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるもの。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

# 岡山県公報 第11618号 平成26年9月12日

い者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成26年9月12日から同年10月21日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元

年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ150グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成26年10月28日 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成26年10月30日 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室 (岡山県庁地下1階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成26年10月21日午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内

で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of products to be leased:

Okayama Prefectural Police emergency deployment investigation  
support system 1 set

(2) Lease period:

From 15 March, 2015 through 14 March, 2021

(3) Delivery place:

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender:

4:00 P.M. 28 October, 2014

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

◎岡山県選管告示第五十一号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年八月二十九日から適用する。

平成二十六年九月十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

表老人ホームの項中

総社市清梁園	総社市原二二六七	を
特別養護老人ホーム四季の里	井原市上出部町四季が丘二〇一四	に改める。
総社市清梁園	総社市原二二六七	

終わりから九	行
七筆	誤
四筆	正

〔二七〕平成二十六年二月十四日付け公布岡山県告示第五十九号（保安林の指定予定）に誤りがあった。

〔一八〕平成二十六年八月二十六日付け公布岡山県告示第四百三十七号（保安林の指定  
予定）に誤りがあった。

一・七 一・一四	頁・行
字フジガトロニ五七の五	誤
字フジカトロニ五七の五	正

〔一九〕平成二十六年八月二十九日付け公布岡山県告示第四百四十七号（土砂災害警戒区域の指定）に誤りがあった。

<p>頁・行</p>	<p>三・終わりが ら六</p>
<p>誤</p>	<p>二〇三D中北上〇一〇 土石流 次の図のとおり</p> <p>二〇三D中北上〇一一 土石流 次の図のとおり</p>
<p>正</p>	<p>二〇三D中北上〇一〇 土石流 次の図のとおり</p>